

保育園での投薬について

保育園での園児への投薬は、原則としてできないことになっていますが、保護者の方が日中投薬できないため、保育園で薬を預かり、看護師または保育士が投薬しています。しかし、昼食後は一番忙しい時間帯で誤飲等の危険もありますので、どうしても一日三回服用しなければならない薬のみお預かり致します。

保育園での投薬を依頼する場合は、薬と共に保育園指定の書類を提出して頂きます。

〈必要書類〉 □投薬指示書兼依頼書（保護者記入） ※投薬期間中の初日のみ提出

長期間（年間通して）の投薬の場合は医師が記入

□お薬の説明書のコピー

□投薬連絡票（保護者記入）※投薬期間中に毎日提出

〈注意事項〉・医師が処方した薬以外の薬（市販薬等）はお預かり致しません。

・風邪薬につきましては、基本的には預かりません。

※受診時に一日二回での処方をご相談してください。

・印漏れ・記入漏れがないよう確認してください。

・持参するお薬は1回分のみでお願いします。※シロップ剤も同様。

・薬の袋や容器にはクラス名・氏名（漢字フルネーム）の記入をしてください。

※同姓同名の子がいる場合があります。

・お薬の提出は、必ず職員に手渡しでお願いします。おたより帳やカバンに中に入っていた場合は投薬できませんので注意してください。

投薬（依頼書・指示書） *どちらかに○をつけてください

保育園での（内服・外用薬の塗布・点眼）を依頼します。

組 氏名

病名：

投薬時間：

投薬期間：平成 年 月 日 ～ 年 月 日

依頼書の場合は受診した医療機関名を記入

保護者名

㊞

主治医名

㊞

長期間（年間通して）投薬が必要な場合は、医師に記入してもらい、提出してください。